

砥部町オープンカウンター要領

平成 25 年 3 月 15 日

砥部町告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町の発注する物品等の購入について、砥部町契約規則（平成 17 年砥部町規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、オープンカウンターの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示においてオープンカウンターとは、物品購入等の案件を公開し、見積競争に参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書を提出させ、予定価格を下回る見積価格のうち最低の見積価格（以下「最低見積価格」という。）を提示した者と契約を締結する公募型見積競争の方法をいう。

(参加資格)

第 3 条 参加者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 砥部町入札参加有資格業者名簿（物品・他）に登載されている者であること。
- (3) 案件ごとに定める営業品目が、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の様式 3-1 号（その 3）の営業品目において希望している者であること。
- (4) 砥部町指名停止要領に基づく措置を受けた者で、当該措置期間中でないこと。
- (5) 砥部町暴力団排除条例（平成 23 年砥部町条例第 16 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する者（暴力団、暴力団員及び暴力団員等）でないこと。

(対象)

第 4 条 オープンカウンターの対象は次のとおりとする。

- (1) 「物品」のうち、予定価格（単価の予定価格の場合は総価）が 30 万円以上 80 万円以下のもの
- (2) 「印刷物」のうち、製造の請負にあたるもので、予定価格が 30 万円以上 130 万円以下のもの
- (3) その他オープンカウンターを実施することが有利になるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、オープンカウンターの対象としない。

- (1) 緊急を要するとき。

(2) 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンターに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

3 前項の決定にあたっては、入札担当課契約担当者（以下「契約担当者」という。）と発注担当者（課等の長の命を受けて、契約に関する事務をつかさどる職員をいう。）による協議を行うものとする。

（仕様書等の公開）

第5条 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、ホームページにより閲覧に供するものとする。（月曜日公開を基本とする。）

（同等品の提案及び承認）

第6条 参加者は、同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限までに発注担当課に見本等を提示し、当該担当課の承認を得るものとする。

（仕様書等に関する質問及び回答）

第7条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期間内に、発注担当課に行うものとする。

（見積書の提出）

第8条 参加者は、公開された仕様書等の内容に基づき、提出期限までに見積書（様式第1号）を、郵便により提出するものとする。ただし、持参によるオープンカウンターへの参加を認めることができる。

（見積の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加者の資格を有しない者が提出したもの
- (2) 所定の方法により所定の日時までに到達しなかったもの
- (3) 談合等不正行為によるもの
- (4) 記載事項に誤りのあるもの
- (5) 記載事項が確認できないもの
- (6) 同一事項の案件に対し、2以上の意思表示をしたもの
- (7) 添付資料が必要な場合において、添付資料のないもの又は添付資料に必要な事項の記載のないもの
- (8) 本町が定める様式（様式第1号）以外で見積したもの
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したもの

（契約の相手方の決定）

第10条 契約の相手方の決定は、前条各号に掲げる事項に該当しない見積書を提出した者のうち、予定価格内の最低見積価格を提示した者とする。

2 前項において、参加者が1者であっても有効とする。ただし、地域要件を「県内に本店を有している者」以上に広げているものに限る。

(くじによる相手方の決定)

第11条 最低見積価格を提示した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいない場合の手続)

第12条 オープンカウンターを実施した結果、契約の相手方を決定することができなかった場合は、不調とする。

2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等及び参加資格を変更し、再度その案件をオープンカウンターで行うことができるものとする。

(決定の通知)

第13条 契約担当者は、契約の相手方が決定した場合は、落札者に限り通知するものとする。

(結果の公表)

第14条 契約担当者は、契約の相手方を決定した場合は、ホームページにより次の各号に掲げる事項を公表するものとする。なお、公表の期限は、開札日の属する年度の末日から2年が経過する日までとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称及び概要
- (4) 納入場所
- (5) 落札金額
- (6) 落札者(商号又は名称)
- (7) 開札日

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月9日告示第23号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

見 積 書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

件名：

次のとおり見積りします。

単位：円

名称又は品名	数量	単位	単価	金額
小 計				円
消費税及び地方消費税の額				
合 計				

※品数が多い場合で、1枚に納まらないときは、別紙明細書（任意様式）を添付して下さい。